

情報公開審査会答申第 609 号の概要

件名	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（諮問第 682 号）		
請求文書の概要	①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 26 年 10 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（捜査第一課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 21 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件対象文書は、取得又は作成しているはずであり、作成も取得もしていないため存在しないとして行った公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を取り消して、本件対象文書に対して行った行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）の情報を全部公開すべきである。 ・ 監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば監察医務記録を情報提供している。本件対象文書は、遺体の氏名等を除き全部公開すべきであり、本件請求の対象情報は、情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号から第 7 号のいずれにも該当せず、法律や慣例として公になっているとも言える。 ・ 犯罪死体及び変死体の司法解剖の結果を記載した鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当しない。鑑定書の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして公文書に該当する。本件請求は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切公開請求したのであり、個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを公開すべきである。 また、鑑定書等が存在すること自体は公になっているのであるから、解剖者の氏名や住所といった個人情報欄だけに非公開情報を限定するならともかく、本件処分のように適用除外と判断することは条例の趣旨に反し不適切で違法である。 ・ 本件請求は、審査請求人が知事宛に請求した上で、知事が警察本部長に事案を移送した経緯があるにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は神奈川県保健福祉局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）が所掌していると説明していることは大変不合理である。 		
諮問年月日	平成 26 年 11 月 5 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（司法解剖と監察医による解剖について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師による司法解剖 神奈川県警察は、死亡が犯罪によることが明らかである犯罪死体を取り扱う場合、又は検視等の結果、犯罪死体及び犯罪の疑いがある変死体であることが判明した場合については、刑事訴訟法の規定により、裁判官の鑑定処分許可状に基づき、医師による司法解剖を行っている。 2 監察医による解剖 本県における監察医は、死体解剖保存法第 8 条に基づき、死亡が犯罪によるものでないことが明らかな非犯罪死体のうち横浜市内で発見されたものについて、公衆衛生の向上等に資することを目的として、検案・解剖を行っている。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>3 監察医による解剖から医師による司法解剖への移行 監察医による解剖を行った死体について、監察医が犯罪と関係のある異状があると認められた場合は、死体解剖保存法第 11 条の規定に基づき、解剖をした地の警察署長に届出がなされ、監察医が行った解剖を含め前記 1 と同様に刑事訴訟法の規定に基づき、医師による司法解剖として取り扱われる。 (本件処分の妥当性について)</p> <p>1 条例第 32 条該当性について 審査請求人は、鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当せず、個人を識別できる情報を除き全部公開すべき旨を主張している。しかし、鑑定書等は、前記（司法解剖と監察医による解剖について）1 及び 3 による死体の取扱いにおいて、刑事訴訟法第 168 条第 1 項の規定に基づき裁判所の許可を受けて司法解剖を行った場合にその結果を記載した文書であり、実施機関が刑事訴訟法の手続きに則って取得する刑事訴訟に関する書類に該当するものと認められる。 したがって、鑑定書等は、条例第 32 条の規定により、条例の規定の適用を受けない文書であると認められる。</p> <p>2 監察医制度に係る記録の不存在 審査請求人は、実施機関が本件対象文書を取得又は作成しているはずであり、監察医制度がある他の自治体では公開及び公表している旨主張している。監察医制度は、前記（司法解剖と監察医による解剖について）2 の死体解剖保存法第 8 条に基づき死体を取り扱う場合であるものと認められ、これは犯罪捜査を目的とした制度ではなく、医療課が所掌していると認められる。その運用は、平成 13 年 4 月 1 日から、「神奈川県監察医に関する要綱」（以下「要綱」という。）及び「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」（以下「基準」という。）により行われており、要綱第 6（5）においては、監察医の遵守する事項として、基準に定められた業務実施に関する記録を作成保管し、知事が必要と認めるときは、その提出に応じることとされており、その提出先は、監察医制度を所掌する医療課である。 したがって、監察医制度に係る記録は、実施機関が取得及び作成していない文書であると認められる。</p> <p>3 以上のことから、当審査会としては、実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。 (事案の移送について) 審査請求人は、知事宛にした本件請求が、警察本部長に移送されたにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は医療課が所管していると説明していることは大変不合理であると主張している。 しかし、知事は、審査請求人により提出された本件請求に係る行政文書公開請求書に「神奈川県の実施機関に事案の移送を願いたい」旨の記載があったことから、文書の探索範囲を広げる趣旨で、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、警察本部長に本件請求を移送したものであり、移送を受けた警察本部長は同条第 2 項の規定に基づき、本件処分を行ったものであって、この経緯に不合理な点は認められない。</p>
	<p>答申年月日</p>

答申第 609 号

平成 28 年 1 月 22 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 26 年 11 月 5 日付けで諮問された監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（諮問第 682 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等の公開を拒んだことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年10月5日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 知事は、平成26年10月8日付けで、条例第11条第1項の規定に基づき、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に本件請求を移送した。
- (3) 警察本部長は、平成26年10月16日付けで、審査請求人の本件請求に対して、作成も取得もしていないため存在しないとして、公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、平成26年10月21日付けで、行政不服審査法第4条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、取得又は作成しているはずであり、本件処分を取り消して、本件請求の情報を全部公開すべきである。
- (2) 監察医制度が現存する東京23区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば監察医務記録を情報提供している。本件対象文書は、遺体の氏名等を除き全部公開すべきであり、本件請求の対

象情報は、条例第5条第1号から第7号のいずれにも該当せず、法律や慣例として公になっているとも言える。

- (3) 犯罪死体及び変死体の司法解剖の結果を記載した鑑定書等は、条例第32条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当しない。鑑定書の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして公文書に該当する。本件請求は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切公開請求したのであり、個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを公開すべきである。

また、鑑定書等が存在すること自体は公になっているのであるから、解剖者の氏名や住所といった個人情報欄だけに非公開情報を限定するならともかく、本件処分のように適用除外と判断することは条例の趣旨に反し不適切で違法である。

- (4) 本件請求は、審査請求人が知事宛に請求した上で、知事が警察本部長に事案を移送した経緯があるにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は神奈川県保健福祉局保健医療部医療課(以下「医療課」という。)が所掌していると説明していることは大変不合理である。

4 実施機関（警察本部刑事部捜査第一課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件対象文書の不存在について

審査請求人は、実施機関が本件対象文書を取得又は作成しているはずであると主張しているが、監察医制度は、死体解剖保存法第8条に基づき、死亡が犯罪によらないことが明らかな非犯罪死体について、伝染病、中毒、災害等の死因を明らかにするために、知事が囑託した監察医により行われる検案・解剖であり、監察医制度に係る業務は、本県では横浜市内の非犯罪死体を対象として実施されており、医療課が所掌していることから、実施機関は、監察医が行った業務に関し報告等を受けていないため、本件請求に係る行政文書を作成することも、取得することもない。

(2) 条例第32条該当性について

審査請求人は、鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当せず、個人を識別できる情報を除き全部公開すべきであると主張しているが、実施機関が取り扱う監察医制度の対象外である犯罪死体・変死体について、裁判官の鑑定処分許可状に基づいて実施する司法解剖では、その結果を記載した鑑定書等が存在するが、これは刑事訴訟法の手続きに則って取得した刑事訴訟に関する書類に該当する。

したがって、条例第 32 条「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。」に基づき、条例の規定を適用しない文書に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき、審査請求人から口頭による意見を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 司法解剖と監察医による解剖について

ア 医師による司法解剖

神奈川県警察は、死亡が犯罪によることが明らかである犯罪死体を取り扱う場合、又は検視等の結果、犯罪死体及び犯罪の疑いがある変死体であることが判明した場合については、刑事訴訟法の規定により、裁判官の鑑定処分許可状に基づき、医師による司法解剖を行っている。

イ 監察医による解剖

本県における監察医は、死体解剖保存法第 8 条に基づき、死亡が犯罪によるものでないことが明らかな非犯罪死体のうち横浜市内で発見されたものについて、公衆衛生の向上等に資することを目的として、検案・解剖を行っている。

ウ 監察医による解剖から医師による司法解剖への移行

監察医による解剖を行った死体について、監察医が犯罪と関係のある異状があると認めた場合は、死体解剖保存法第 11 条の規定に基づき、解剖をした地の警察署長に届出がなされ、監察医が行った解剖を含め前記

アと同様に刑事訴訟法の規定に基づき、医師による司法解剖として取り扱われる。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 32 条該当性について

審査請求人は、鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当せず、個人を識別できる情報を除き全部公開すべき旨を主張している。

しかし、鑑定書等は、前記(2)ア及びウによる死体の取扱いにおいて、刑事訴訟法第 168 条第 1 項の規定に基づき裁判所の許可を受けて司法解剖を行った場合にその結果を記載した文書であり、実施機関が刑事訴訟法の手続きに則って取得する刑事訴訟に関する書類に該当するものと認められる。

したがって、鑑定書等は、条例第 32 条の規定により、条例の規定の適用を受けない文書であると認められる。

イ 監察医制度に係る記録の不存在

審査請求人は、実施機関が本件対象文書を取得又は作成しているはずであり、監察医制度がある他の自治体では公開及び公表している旨主張している。

監察医制度は、前記(2)イの死体解剖保存法第 8 条に基づき死体を取り扱う場合であるものと認められ、これは犯罪捜査を目的とした制度ではなく、医療課が所掌していると認められる。

その運用は、平成 13 年 4 月 1 日から、「神奈川県監察医に関する要綱」(以下「要綱」という。)及び「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」(以下「基準」という。)により行われており、要綱第 6(5)においては、監察医の遵守する事項として、基準に定められた業務実施に関する記録を作成保管し、知事が必要と認めたときは、その提出に応じることとされており、その提出先は、監察医制度を所掌する医療課である。

したがって、監察医制度に係る記録は、実施機関が取得及び作成していない文書であると認められる。

ウ 以上のことから、当審査会としては、実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。

(4) 事案の移送について

審査請求人は、知事宛にした本件請求が、警察本部長に移送されたにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は医療課が所管していると説明していることは大変不合理であると主張している。

しかし、知事は、審査請求人により提出された本件請求に係る行政文書公開請求書に「神奈川県の実施機関に事案の移送を願いたい」旨の記載があったことから、文書の探索範囲を広げる趣旨で、条例第11条第1項の規定に基づき、警察本部長に本件請求を移送したものであり、移送を受けた警察本部長は同条第2項の規定に基づき、本件処分を行ったものであって、この経緯に不合理な点は認められない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 11 月 5 日	○ 諮問
11 月 11 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 20 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 25 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付
12 月 11 日	○ 審査請求人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成 27 年 9 月 7 日 (第 144 回部会)	○ 審議
10 月 5 日 (第 145 回部会)	○ 審査請求人から意見を聴取
11 月 6 日 (第 146 回部会)	○ 審議
12 月 7 日 (第 147 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 28 年 1 月 22 日現在) (五十音順)